

流鏝馬競技連盟 競技規程

流鏝馬競技規程

第1条 本規程は、日本の伝統武芸、騎射「流鏝馬」に準じ、疾走する馬上から三つの近的を射抜く、和馬術の競技法として定めるもので、流鏝馬競技連盟（以下「連盟」という。）が主催、主管及び共催する競技会に適用する。

第2条 主催、主管、共催の定義及び提案は次のとおりとする。（定義及び提案）

- (1)「主催」とは、連盟が催し物開催の主体となり、連盟の責任においてその催しを開催することをいう。
 - (2)「主管」とは、連盟が主催者から委任を受けて大会運営、競技運営、役員提供等の競技運営を担うことをいう。
 - (3)「共催」とは、連盟を含む複数の団体が催し物開催の主体となり、共同でその催しを開催することをいう。
また、主体が連盟を含む複数の団体であること以外は主催と異なるものではなく、後援に比し、その催しへの連盟の関与度合いが強い場合をいう。
- 2 会員は、催し物の主催、主管及び共催の提案を行なうことが出来るものとし、その提案先は事務局とする。
- 3 提案を受けた事務局は、会長に報告するとともに規約に基づく総会または理事会において適切に処置するものとする。

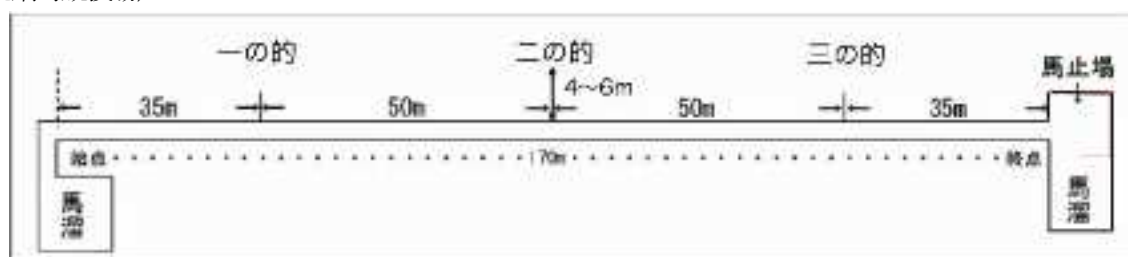
第3条 連盟が主催および主管する競技に、征矢競技（甲種競技）と神頭矢競技（乙種競技）の二つの競技を定める。
このいずれの競技も連盟の根本的な競技とし、全国大会はそれぞれの条項に従い行うものとする。

第3条の1 征矢競技（甲種競技）

第3条の1の1（競技場について）

- (1) 競技場は、以下に指定するものを基準とするが、会場の都合に適するように、安全性を最大限配慮したものを設置、運用する。
- (2) 走路は、幅2.5m、長さ170mとし、始点に馬溜、終点には馬止場と馬溜を連ねて設ける。
- (3) 走路の埒は、高さ70cmの柔軟資材で被覆された杭を1.5m間隔に設け、綱を1本張る。馬止場には、高さ1.5m以上の柔軟資材の壁を設ける。
- (4) 始点の馬溜は全頭、馬止場につづく終点の馬溜は5頭以上を収容できる広さとする。
- (5) 走路及び馬止場には砂あるいは土などの緩衝材を厚さ約1.5cmに敷き、走路中央の蹄跡部分の幅5.0cmは、砂の厚さ約5cmとする。

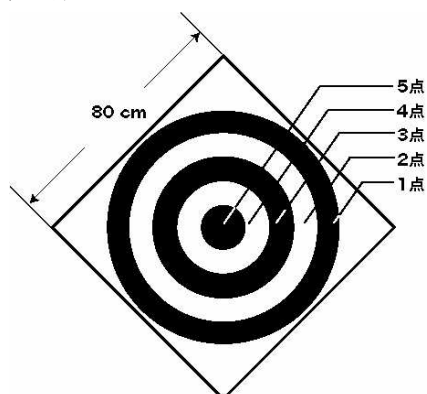
（流鏝馬競技場）



第3条の1の2（的について）

- (1) 的の位置は、走路始点から3.5mに一の的を置き、50mの間隔に二の的三の的を置く。男埒（終着地点に向かって左側の埒）からの距離は4~6m、高さは1.5~2mとする。
- (2) 矢受壁は、2畳以上の大きさの畳にシートを被覆して作製する。
- (3) 的は80cm四方の方形とする。的の表示は、半径差8cmの正円等間隔5重丸とし、中心丸及び2重丸と3重丸の間、並びに4重丸と5重丸の間は黒塗りとする。
- (4) 的の材は、厚さ3mmのベニヤ板とし、矢受壁に貼り付ける。的は走路と平行に設置する。

(5) 的表示



第3条の1の3（弓具について）

弓具は和弓（弦を張ったときの丈が180cm以上）とし、矢は征矢（弓道競技用または巻わら用鏃）で矢羽は2枚以上とする。本鏃は用いてはならない。

第3条の1の4（馬について）

競技に使用する馬は、原則として和種又は和種系とする。この際、流鏝馬等の騎射の経験のない馬を出場させてはならない。

- 2 和種（在来種）とは、各地の和種馬（在来馬）保存協会等に日本在来の品種と登録された馬及び連盟が認めたもの、和種系とは日本馬事協会の現行の定義にはよらず、片方の親（牡馬もしくは牝馬）が純粋の和種であるものをいう。

第3条の1の5（馬装について）

馬装は、原則として和鞍、和鐙、和手綱一式（和轡・ハミ、手綱）、三懸とする。ただし、競技会への参加馬が多数で当該馬装が必要数揃えられない場合においてはこの限りではない。この際、無鐙の馬装は認めず、洋式轡・ハミや手綱を使用する場合は、出来るだけ和式の形状に近いものを用いる。

第3条の1の6（射手の服装について）

服装は伝統を大きく逸脱しない和装とする。

- (1) 上衣、袴、射籠手をつける。上衣・袴については弓道着、剣道着に準じたものを用い、直垂、水干などの装束系の服も認める。ただし装束系の衣装や和服（振袖等）は安全性のため、袖が馬体に当たらないように工夫する。
- (2) 太刀や打刀は競技には使用しない。ただし、佩刀に慣れた馬と熟練した射手の場合は、射手の申請により競技会主催者が認める場合がある。また、容易に鯉口が抜けないようにした脇差（小尻が馬体に当たらない長さのもの）や短刀（上差）およびこれらの模造品を差すことは認める。
- (3) 矢は腰に巻いた紐や帯に鏃を下側にして差す。あるいは、箆等の矢を盛る容器に矢を収納する。一の矢は疾走前に予め弓に番えても構わない。
- (4) かぶり物は材質、形状などにおいて頭部を保護する機能を付加した烏帽子、各流派の射笠、冠などの日本の伝統的なものとする。また鉢巻や安全帽の使用も認める。
- (5) 履物は、射沓、馬上靴、貫（つらぬき）、足袋、草鞋などの和式のものとする。洋靴と裸足は認めない。

第3条の1の7（個人競技と団体競技）

競技の区別は、個人競技と団体競技とする。団体競技は、1組3名以上で編成し、総合得点の高いほうから順に3名の総合得点とする。団体構成員が、途中棄権などで2名以下となった場合は、その人数での総合得点とする。個人競技の成績を団体競技の成績と見なすことができる。

第3条の1の8（馬の疾走時間について）

一の的の中心から前の地点5mから三の的の中心から後の地点5mまでの計110mを、駆歩により16秒以内で騎射を完了する。計時は馬体の最先端を基準とする。

第3条の1の9（得点法について）

- (1) 得点は、的に矢が刺貫した場所の点数とし、配点は、中心円より外側に5点、4点、3点、2点、1点とする。線境は、繰り上げる。脱落した矢は失点とする。的に刺貫した矢が強風などの自然の影響で落ちた場合は有効とする。
- (2) 時間超過は無得点とする。また、疾走始めから三の的の中心から5mを過ぎた地点までの間に落馬した場合は、全的、無得点とする。
- (3) 三の的の矢は、三の的の中心から5mを超えて射た場合は無得点とする。
- (4) 順位は、2回の騎射の合せた得点による。入賞者が同点の場合は、次の優先順序で順位を決める。
 - ア 1回の再競技の上位とする。
 - イ 二の的の中心に近い場所に的中させた者を上位とする。速度については、規定時間以外は考慮しない。団体戦の同点による順位決定は代表者の一名の決戦で決める。

第3条の1の10（競技役員）

競技役員は、審判長の下に、次の諸役をおく。諸役は審判長の指示に従って任務を実行する。諸役は以下の通り。各役は2名以上とする。進行役、計測役、記録役、各的的役、始点及び終点役。的役は女埒（終着地点に向かって右側の埒）側で待機する。

第3条の1の11（競技の進行）

競技の進行は、次の順序とする。

- (1) 終点役は、準備が完了したら、始点役に合図する。
- (2) 始点役は、射手に始点への移動と待機を指示する。発走準備が整ったら、進行役に合図する。
- (3) 進行役は、射手の氏名、馬名等を広告し、速度計測の準備及び走路の安全を確認した上、始点役に発走を指示する。始点役は、馬場その他の安全を再度確認した上で、射手に発走を許可する。許可無く発走した場合は無効、再走とし、矢を射た場合は失格無得点となる。
- (4) 的役は、射手の通過後、直ちに的の当り外れを確認し、表示する。他の的役は、的に矢が刺貫した位置を確認して矢を回収し、得点を記録役に報告する。
- (5) 終点役は、射手を騎乗のまま、終点馬溜へ誘導する。
- (6) 記録役は、得点と時間を記録し、場内に広告する。
- (7) 5名程度射終わった後、射手はまとまって並歩で始点馬溜に移動する。ただし、審判長の指示があった場合、速歩による移動を行う。

第3条の1の12（各競技会における規定の改変）

この規定は、開催地の事情により、会長の承認のもと、若干変更することができる。

第3条の2 神頭矢競技（乙種競技）

第3条の2の1（使用する矢について）

競技に使用する矢の鏃は、木製、角・牙などの動物製、あるいは合成樹脂製の神頭矢、鏃矢（狩俣などの本鏃を除いた）、あるいは臺目矢などの矢尻に楕円体を装着したものとする。金神頭のような金属製の楕円体は認めない。また、鏃矢等に狩俣などの金属製の鏃や本鏃を装着してはいけない。矢羽は2枚以上とする。楕円体の大きさは、最大の太さが直径3cm以上とする。

第3条の2の2（的にについて）

- (1) 的に40～45cmの正方形の板を菱形に設置する。
- (2) 的に材質は正目板、合板、発泡スチロール板とし、箱的も認める。

第3条の2の3（配点について）

的に射抜くか割ったものを有効とする。一の的は20点、二の的は30点、三の的は20点とする。的に割れ、射抜きが認められない場合でも、明らかに相当の圧力をもつて的中しているものは、有効点とする。

第3条の2の4（順位について）

同点数的的中者の順位は走行時間の短いものを上位とする。同時間の場合は、決定するまで再試合を行う。

第3条の2の5（その他の規定について）

上記の他の規定については全て甲種競技と同じとする。ただし、的役は男埒、女埒側のどちらの側で待機しても良いが、全ての的において同じ配置体制をする。

第4条（連盟が共催する競技）

連盟が共催する競技会の競技規定は、連盟が主催および主管する競技の規定に準じて、主催者がその都度定める。競技会への共催の認定は会長、副会長および事務局長の合議とし、会長が裁定する。

第5条（安全管理）

安全は全てに優先することを肝に銘じ、各支部には最低1名の安全指導員を指定して、練習場、馬、練習者等への安全を確保させるものとする。

- 2 安全指導員は、支部における「ひやり・はっと」事案を連盟事務局に通知するのを例とし、連盟事務局はその状況を各支部に周知して同種事故の絶無を図るものとする。
- 3 競技会の運営に際しては、次の事項等について大会主催者側と協議の上、安全確保を図るものとする。
 - (1) 安全対策会議等を開催して競技実施上の安全指導組織を確立させ、競技会場、馬、参加選手等への安全を確保させること。
 - (2) この規程等に基づく安全確保上の競技会ルールを設定すること。
 - (3) 競技の一時中止又は主催者への助言、観客に対する立入制限、フラッシュ、傘等に対する指導など、安全が確保出来ない場合の処置を明確に定めること。
- 4 競技会への参加に際しては、次の事項を至当に判断し事故の絶無を図るものとする。
 - (1) 自己の流鏑馬技術レベルを見極め、クラス等に見合った種目に参加すること。
 - (2) 借り馬の場合等は、馬情報の確認と事前騎乗等により馬状況を把握しておくこと。
 - (3) 競技会ルール及び競技会運営委員や安全指導員の安全上の指示に潔く従うこと。

第6条（罰則）

以上の規定に違反した主催者および射手は、連盟規約に規定する理事会において審議し、会長名で改善勧告を行う。

附則 本規程は平成20年1月1日付けをもって発効する。（新規制定）

附則 この規程は平成23年1月1日から施行する。（一部改正）

附則 この規程は平成25年1月1日から施行する。（一部改正）

附則 この規程は平成26年1月1日から施行する。（一部改正）